

今後の法曹人口のあり方に対する意見

山口義行

- 1 「平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを旨とする」という平成14年3月29日の閣議決定は、法的需要について市場調査による裏付けに基づくものではなく、その後10年間の法的需要の動向が年間2000人程度でも供給過剰となっている現状を見れば、目標としては撤回すべきである。
- 2 しかし、法曹の活動領域の拡大が不十分であることは前回私が述べた中小企業の海外展開への法的サポートをとっても明らかであり、問題は法的サポートが求められる分野への法曹の活動領域の拡大に具体的にどのように取り組んでいくかである。
- 3 この点で私は、弁護士がアメリカのように大量に存在し、あらゆる分野に進出する社会をめざすのではなく、例えば弁護士と中小企業をつなぐコーディネーターのような法律職種を多数育成し、彼らが幅広い法的ニーズの開拓を担うようにすべきではないかと考えている。法曹人口が少ない時代が長く続いた日本の法文化や社会制度は一朝一夕に変わるものではなく、庶民にとって弁護士はまだまだ身近な存在にはならないと思うからである。
- 4 法曹志願者と法科大学院入学者の減少が続けば、合格者数は早晩2000人を大きく割り込むだろうが、上記のようなコーディネーター的な法律職を多数育成していけば、合格者数はそれほど多くなくてもよく、弁護士はむしろ高度な専門職として法的ニーズに対応可能になる。法科大学院は法曹有資格者とともそのようなコーディネーター的な法律職の育成機関としても位置づけられるのではないか。
- 5 さらにそうした法律職の育成プログラムを経た者に、分野別（たとえば、中小企業の海外展開支援関係、医療関係など）に能力を認定する仕組みができれば、法科大学院への進学やそこでの勉学の動機づけになり、企業の人材採用意欲を啓発することにもなる。そうした能力認定を受けた者と弁護士資格をもった有資格者がパートナーを組んで、実社会のさまざまな法的ニーズに応えていく仕組みの構築を目指すべきである。